

## 1 事業名

市道路線の廃止

市道 2-512 号線、市道 2-856 号線

## 2 事業の概要

上記 2 路線については、既存路線及び既存路線の一部を対象とした売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

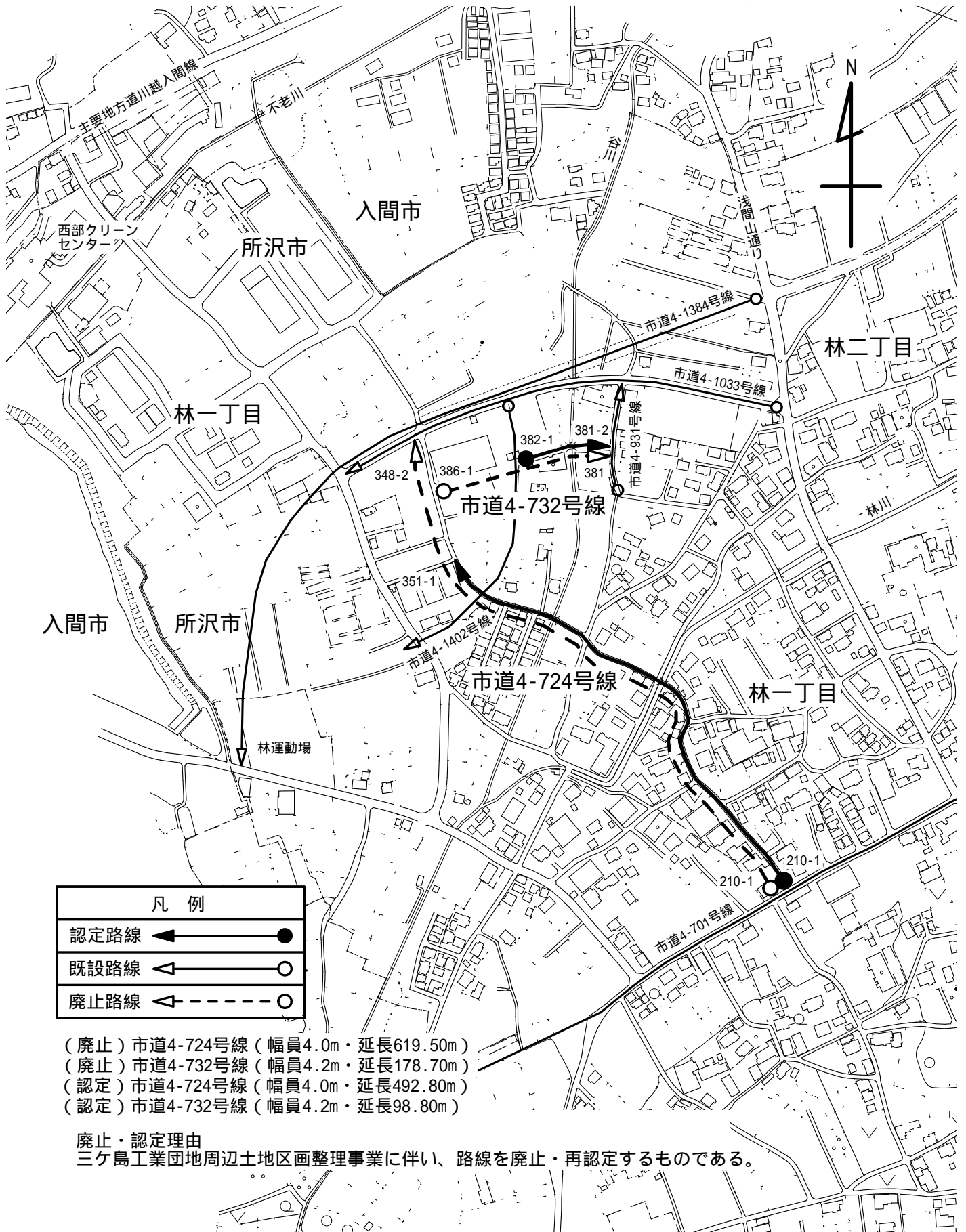
## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

廃止する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 3 及び 7 のとおりである。

# 市道路線案内図 1

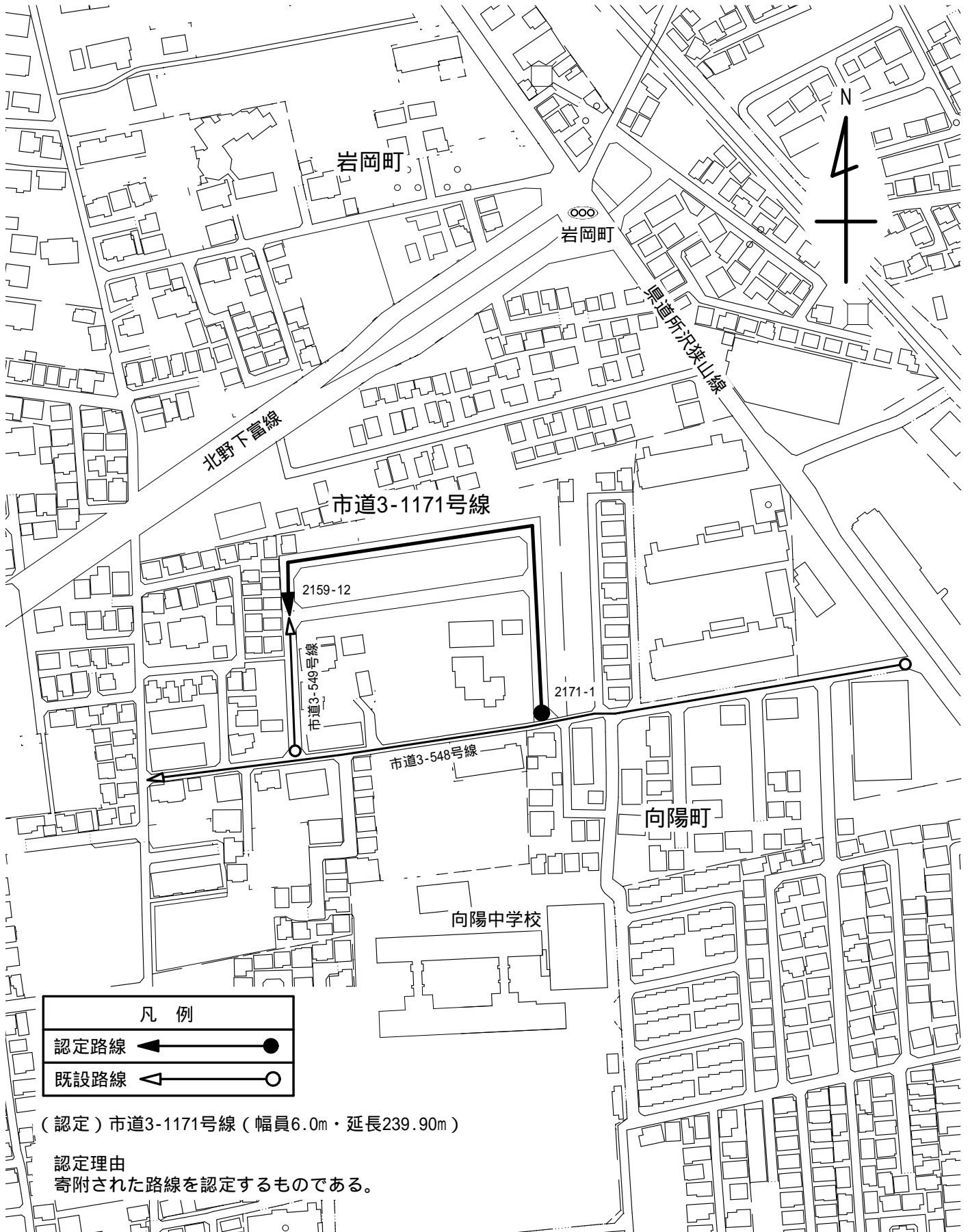


凡例	
認定路線	▲——●
既設路線	▲——○
廃止路線	▲- - -○

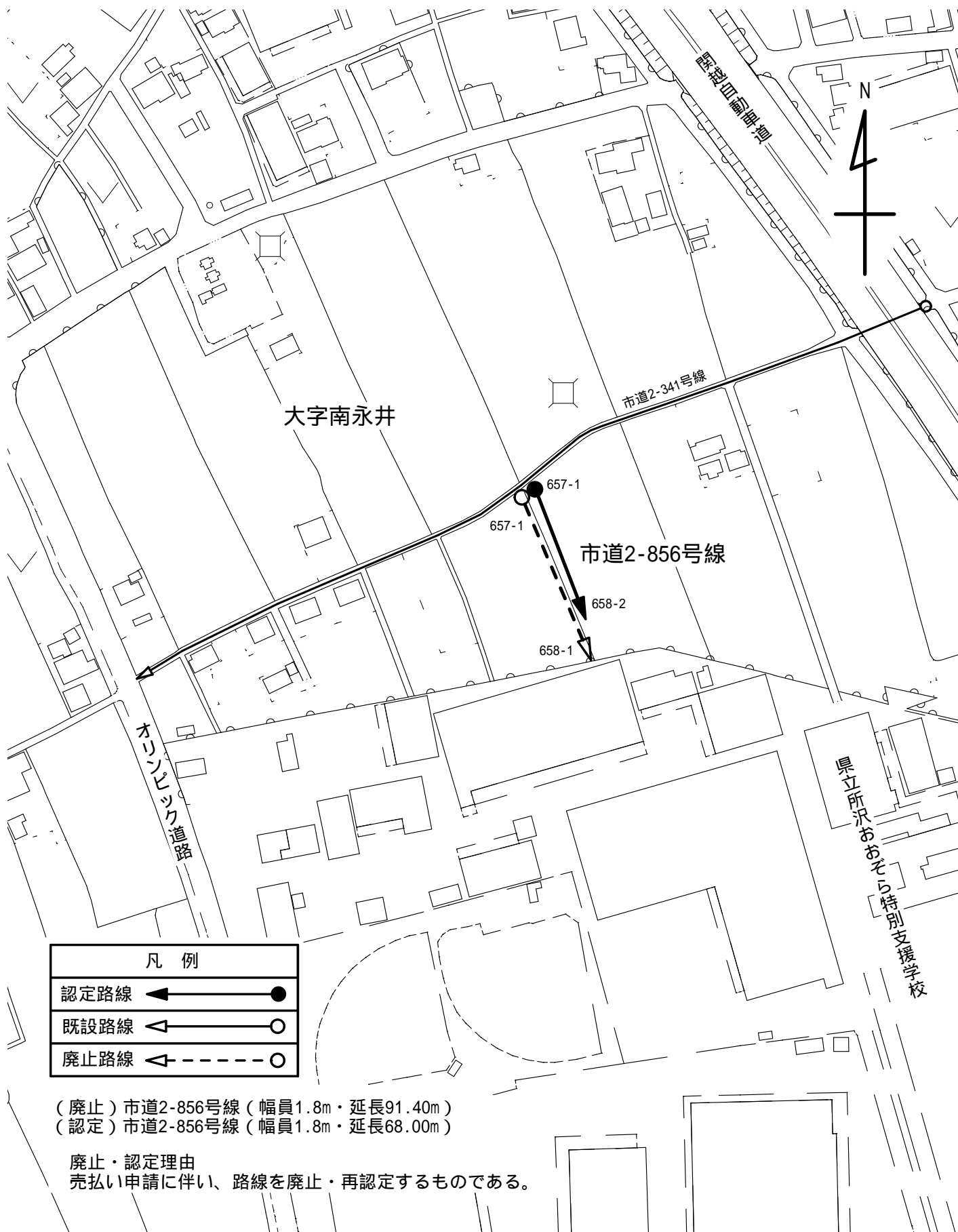
- ( 廃止 ) 市道4-724号線 ( 幅員4.0m・延長619.50m )
- ( 廃止 ) 市道4-732号線 ( 幅員4.2m・延長178.70m )
- ( 認定 ) 市道4-724号線 ( 幅員4.0m・延長492.80m )
- ( 認定 ) 市道4-732号線 ( 幅員4.2m・延長98.80m )

廃止・認定理由  
 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に伴い、路線を廃止・再認定するものである。

## 市道路線案内図 2



### 市道路線案内図 3



凡 例	
認定路線	●——▶
既設路線	○——▶
廃止路線	○- - -▶

( 廃止 ) 市道2-856号線 ( 幅員1.8m・延長91.40m )  
 ( 認定 ) 市道2-856号線 ( 幅員1.8m・延長68.00m )

廃止・認定理由  
 売払い申請に伴い、路線を廃止・再認定するものである。

# 市道路線案内図 4

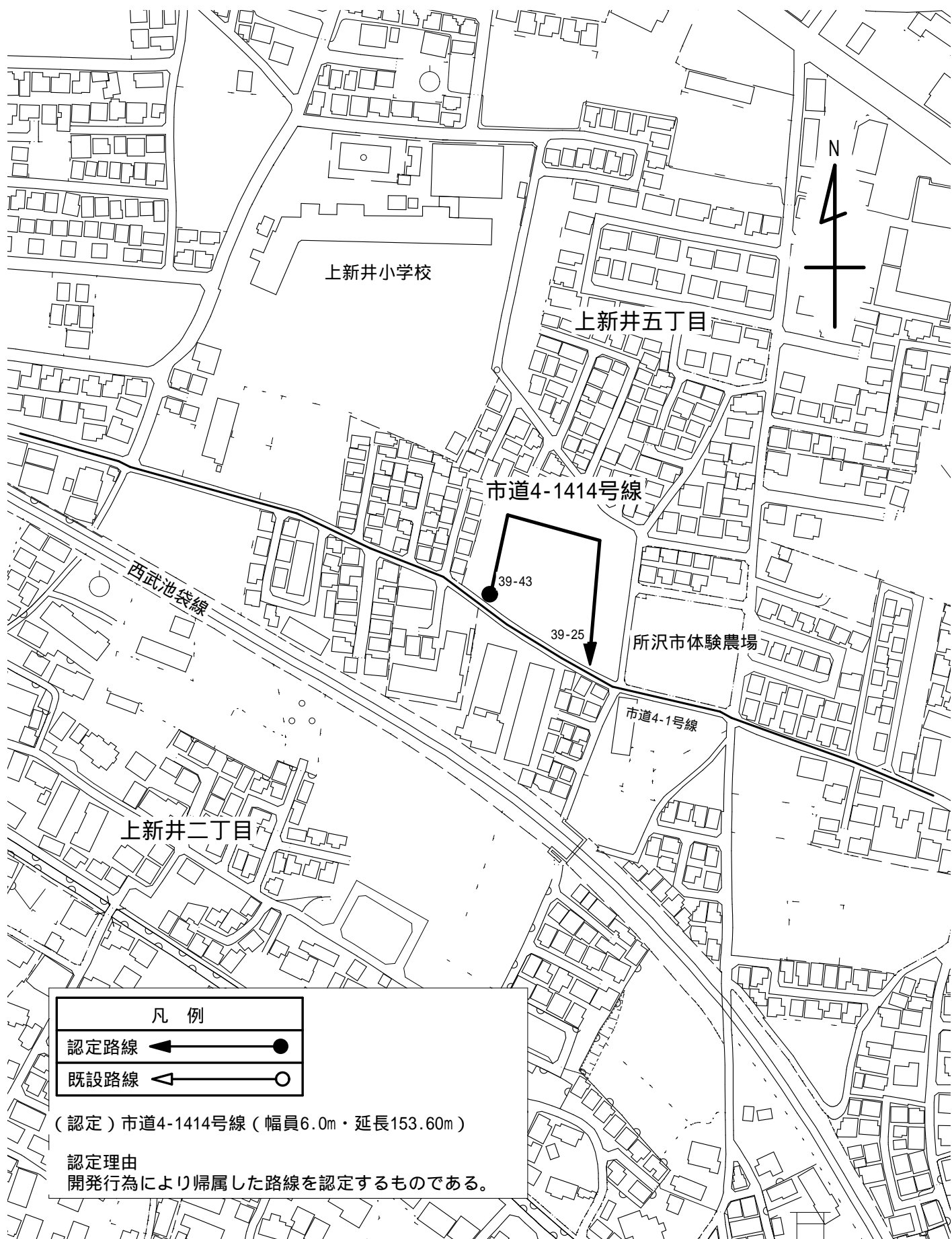


凡 例	
認定路線	←●
既設路線	←○

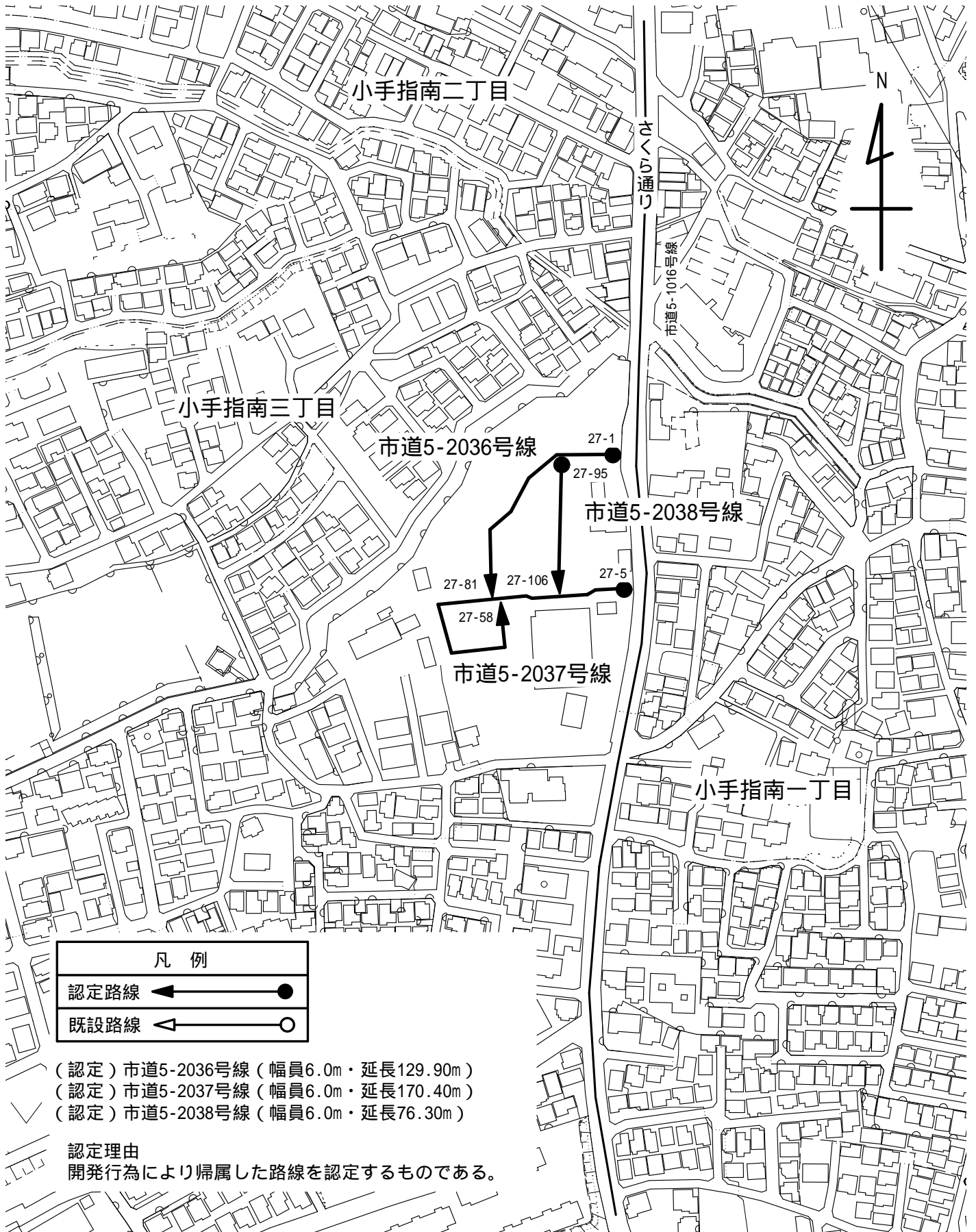
(認定) 市道4-1413号線 (幅員4.2m・延長29.60m)

認定理由  
 開発行為により帰属した路線を認定するものである。

# 市道路線案内図 5



# 市道路線案内図 6



# 市道路線案内図 7

